

平成
26年
1月
10日
より

小型家電リサイクルが スタート!!

小型家電リサイクルとは…？

平成25年4月1日、小型家電に含まれるレアメタル・金などの希少資源のリサイクル及び使用済小型家電の効率的な回収による適正処理を目的に、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」いわゆる「小型家電リサイクル法」が施行されました。この法律は、義務や負担を課す制度ではなく、自発的に回収方法及び実施方法を工夫し、各市町村の実情に合わせた形でリサイクルに取り組む促進型の制度です。

小型家電とは…？

小型家電とは、家電リサイクル法に該当する4品目【エアコン、洗濯機(衣類乾燥機)、テレビ、冷蔵庫(冷凍庫)】以外の各ご家庭にある電化製品のことで

※家電リサイクル法に該当する品目については、
従来どおりの取り扱いとなります。



使用済み小型家電のリサイクルにご協力ください!!

詳細については裏面をご覧ください。